

平成26年9月26日開催

行政改革調査対策特別委員会資料

行政改革大綱素案について

第5次上越市行政改革大綱の策定について	・・・	1～2
第5次上越市行政改革大綱（素案）	・・・	別冊資料1
第5次上越市行政改革推進計画の取組項目（案）	・・・	3～4

使用料の見直しについて

公の施設使用料の見直しについて	・・・	5～11
《参考資料1》市政モニターアンケート（「公の施設のあり方」から一部抜粋）の結果について【暫定版】	・・・	12～16
《参考資料2》公の施設の使用料及び減免基準に関するアンケート調査の結果について【中間報告】	・・・	17～23
《参考資料3》現行の「使用料の減免基準の基本的な考え方」について	・・・	24～27

所管委員会	行政改革調査対策特別委員会
提出課	行政改革推進課

第5次上越市行政改革大綱の策定について

1 第5次及び第4次行政改革大綱の構成

	第5次行政改革大綱（素案） 平成27年度～平成30年度	第4次行政改革大綱 平成23年度～平成26年度
構成	はじめに～行政改革の取組に当たって～ 行政改革の取組の背景と必要性 1 転換期にある上越市 (1) これまでの行政改革の取組 (2) 当市を取り巻く環境変化 (3) 改革推進に当たっての課題認識 2 将来展望～避けるべき未来と回避するための備え～ (1) 「財政の健全化」に向けた取組が進まない場合の未来と回避するための備え (2) 行政運営システムの見直しが進まない場合の未来と回避するための備え (3) 職員の人材育成の取組が進まない場合の未来と回避するための備え (4) 「新しい公共」の創造・推進の取組が進まない場合の未来と回避するための備え	はじめに 外部環境の変化 これまでの行政改革の取組 必要な取組
	第5次行政改革の目指す姿 「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向けた土台づくり ～市政運営や地域を支える持続可能な「行財政基盤の再構築」～	第4次行政改革の目指す姿 「地域主権」を生かし「多様な関係性」で育む“すこやかなまち” ～市民と行政の「自律と連携」強化に向けた行財政改革～ ・「すこやかなまち」づくりに向けて ・地域主権を生かした自治体改革 ・将来的な財源減少に対応する行財政改革
	第5次行政改革での重点取組 <u>1 財政の健全化</u> (1) 歳出構造の見直し (2) 歳入確保の取組推進 (3) 公営企業等の健全経営 <u>2 行政運営システムの見直し</u> (1) マネジメントシステムの強化 (2) 民間活力の活用 (3) 公共施設の見直し (4) 市民とのコミュニケーションの充実 <u>3 人材育成・組織風土の改革</u> (1) 定員の適正化及び組織機構の見直し (2) 人材育成の推進 <u>4 「新しい公共」の創造・推進</u> (1) 地域自治の推進 (2) 市民活動の促進 (3) 取組推進のための環境整備	第4次行政改革での重点取組 <u>1 行財政改革による行財政運営の適正化</u> (1) マネジメントシステムの強化 (2) 健全財政の推進 効率的で効果的な財政運営 公の施設の見直し 第三セクター等の経営改善 公営企業等の経営健全化 市が保有する資源を活用した歳入確保 (3) 組織機構改革 (4) 人材育成 <u>2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造</u> (1) 近隣社会における共生 (2) 多様な市民活動 (3) 市民と行政の協働
	行政改革の取組と各種計画との関係	行財政改革の取組と各種計画との関係
	計画期間・推進体制	計画期間・推進体制
	さいごに～行政改革に取り組む市の姿勢～	

2 策定スケジュール

時 期	内 容
平成 26 年 2 月～ 5 月	地域協議会における説明・意見交換（1 巡目） ・ 28 地域協議会に対し、第 4 次行政改革の取組状況や当市を取り巻く環境変化、第 5 次行政改革に向けた取組の考え方等について説明し、意見交換を行った。
平成 26 年 4 月～ 5 月	町内会長連絡協議会における説明・意見交換 ・ 延べ 15 会場で開催された町内会長連絡協議会の場で、第 4 次行政改革の取組状況や第 5 次行政改革に向けた考え方等についての説明・意見交換を行った。
平成 26 年 4 月	まちづくり市民意見交換会における説明・意見交換 ・ 市内 5 会場で開催したまちづくり市民意見交換会（企画政策課主管）において、第 4 次行政改革の取組状況や第 5 次行政改革に向けた考え方等についての説明・意見交換を行った。
平成 26 年 5 月 27 日	行政改革推進本部会議における審議
平成 26 年 6 月 24 日	行政改革調査対策特別委員会への説明等 ・ 第 4 次行政改革の中間検証結果や、それらを踏まえた第 5 次行政改革大綱の骨子等について説明等を行った。
平成 26 年 7 月～ 9 月	地域協議会における説明・意見交換（2 巡目） ・ 28 地域協議会に対し、第 4 次行政改革の取組状況や第 5 次行政改革大綱の骨子等についての説明・意見交換を行った。
平成 26 年 9 月 26 日	行政改革調査対策特別委員会への説明等（以降、適宜開催）
平成 26 年 10 月	行政改革推進本部会議における審議
平成 26 年 11 月～	パブリックコメントの実施
平成 26 年 12 月	第 5 次上越市行政改革大綱及び同推進計画の策定

第5次上越市行政改革推進計画の取組項目（案）

「第5次行政改革大綱」に記載		「第5次行政改革推進計画」への掲載を検討	
大項目	中項目	取組項目（案）	左記の主な内容
1 財政の健全化	(1) 歳出構造の見直し	1 優良な市債の有効活用による将来負担の軽減	市債発行の抑制等に取り組み、後年度負担の軽減の具体的な目安となる健全化判断比率の抑制を図る
		2 財政調整基金の活用と確保	財政調整基金を一定額確保しつつ、後年度負担の軽減等につながる適切な活用を図る
		3 補助金・交付金の見直し	補助金等の支出の必要性や妥当性の検証、終期の設定や補助率等を検証し、適正な金額への見直しや整理統合を図る
		4 経費の節減・合理化の徹底	コスト意識を持ちつつ仕事の仕方を根本から見直し、経常経費の節減、合理化・効率化を徹底する
		5 入札契約制度の改善・見直し	公正・透明かつ競争性の高い入札制度への見直しを進める
		6 公共工事等コストの更なる縮減	公共工事等について、品質の確保に留意しつつ、最適な手法・工法の検討を通じて、事業コスト、ライフサイクルコスト等の縮減を図る
		7 予算規模の計画的な縮小	歳入規模に見合った歳出構造の見直しを進め、予算規模の計画的な縮小を図る
	(2) 歳入確保の取組推進	8 市税等の収納率の向上に向けた取組の推進	納税しやすい環境の整備、各種債権の徴収体制の強化等を図る
		9 受益者負担の適正化	使用料及び手数料の定期的な見直し・検討を行うとともに、各種事業の受講料等の適正化に取り組む
		10 未利用財産の売却・貸付の促進	普通財産の商品化を進め、販売促進策に基づく売却・貸付を推進する
		11 その他の自主財源の確保	常に財源獲得の意識を持ち、広告事業の推進、ふるさと納税の促進、その他財源確保の取組（国県補助金の的確な把握と活用、その他自主財源の確保の検討等）を行う
	(3) 公営企業等の健全経営	12 ガス事業、上水道事業の健全経営の維持	施設の長寿命化による更新需要の抑制、企業債の新規借入抑制等による将来負担の軽減等により、健全な経営を維持する
		13 病院事業の健全経営に向けた取組の推進	医師・看護師の確保、診療科目・医療機能の維持・充実等により経営の健全化を図る
		14 下水道事業の健全経営に向けた取組の推進	国の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を踏まえつつ、全体計画の見直し、使用料の改定、接続率の向上、施設の統廃合、公営企業会計の移行検討等を通じて経営の健全化を図る
		15 特別会計の効率的な運営	各会計における収支構造の健全化に取り組み、繰出金の抑制を図る（病院事業、下水道事業は別掲）
		16 第三セクターの経営健全化	国の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえつつ、特に累積欠損を抱える第三セクターを中心に経営改善の取組を推進する
2 行政運営システムの見直し	(1) マネジメントシステムの強化	17 政策協議の実施	総合計画を踏まえた施策・事業の重点化を図るための政策協議を実施する
		18 徹底した事務事業の見直し	最少の経費で最大の効果をあげるため、平成26年度に実施した「事務事業の総点検」の見直し結果の適切な進捗管理を行うとともに、定期的な事業評価を検討・実施する
		19 各種整備計画の策定と運用	事業の優先順位を定めた計画に基づく効果的かつ計画的な事業実施を図る
		20 内部管理事務の効率化・簡素化、事務改善の推進	内部管理事務の効率化・簡素化（コスト削減）に資する取組や事務改善の取組を推進する
		21 部局ごとの目標管理の実施	計画的な施策等を推進するため、各部局において目標を設定し進捗管理を実施する

「第5次行政改革大綱」に記載		「第5次行政改革推進計画」への掲載を検討		
大項目	中項目	取組項目(案)	左記の主な内容	
2 行政運営システムのの見直し	(2) 民間活力の活用	22 民間委託の推進	学校給食調理業務の民間委託等、その他業務の民間委託の検討・推進を図る	
		23 指定管理者制度の導入と適正な運用	指定管理者制度の導入と適正な運用を推進する	
		24 計画的な再配置の実施	公の施設について、施設の性能と機能、地域バランス等を勘案し、適正配置に向けた取組を推進する	
		25 計画的な除却の実施	施設の再配置等を踏まえ、廃止とした施設について、安全管理面から計画的な除却を行う	
		26 計画的な保全・長寿命化の推進	施設の維持管理や更新費用の低減化・平準化を図るため、計画的な保全・長寿命化を推進する	
	(3) 公共施設の見直し	27 借地の解消、借地料の見直し	借地関係の解消や借地料の算定の見直しを進める	
		(4) 市民とのコミュニケーションの充実	28 分かりやすい市政情報の発信	市広報やホームページ等を通じて、分かりやすい市政情報の的確かつ迅速な発信を行う
			29 広聴活動の推進	市民の意見等を聴く機会の確保と市政運営への反映を図る
			30 市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	社会経済情勢や市民ニーズに対応した相談窓口の充実を図る
			31 申請手続きの簡素化	市民の利便性向上に向け、各種申請手続き等の簡素化に取り組む
		3 人材育成・組織風土の改革	(1) 定員の適正化及び組織機構の見直し	32 定員適正化の推進
33 組織機構の見直し	多様化する市民ニーズや新たな行政需要を踏まえ、簡素で機動的な組織体制の見直しを行う			
(2) 人材育成の推進	34 職員能力の開発促進		職員の能力開発に向け、基礎的研修や政策立案能力を強化する実践的な研修等を実施する	
	35 人事評価制度の構築と適正な運用		職員一人ひとりが業務目標を明確に定めるなど、職員の意欲を高め、新たな評価制度を構築し適正な運用を図る	
	36 危機管理能力の向上		高い倫理観を持ち業務を遂行するよう、研修等を通じて法令遵守(コンプライアンス)を徹底するなど、リスクに対するチェック体制の強化を図る	
	37 職場環境の整備		働きやすい職場環境の確保に向け、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)を推進する	
	4 「新しい公共」の創造・推進		(1) 地域自治の推進	38 地域コミュニティ活動の推進
39 地域自治区制度の推進		「地域協議会検証会議」の検討結果を踏まえ、地域住民の意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを推進するための地域自治区制度の適切な運用を図る		
(2) 市民活動の促進		40 多様な市民活動の促進	NPO・ボランティアセンターの機能強化を通じて、市民活動の活性化や様々な主体の協働を促す	
		(3) 取組推進のための環境整備	41 まちづくりの人材育成	まちづくり活動を担う人材の育成を行う
			42 職員の意識向上と体制整備	市民活動・協働に関する庁内の情報共有化や、職員の意識向上に向けた取組を推進する

公の施設使用料の見直しについて

1 使用料見直しの背景と目的

(1) これまでの公の施設使用料の見直しの経過

- 公の施設使用料は、平成 17 年の市町村合併後、旧市町村の施設間においてばらつきがあったことから、平成 19 年度に、使用料の水準統一を主眼とした見直しを行った。
- 当時の見直しでは、使用料収入と施設の維持管理経費との関係についての考え方が十分に整理されず、受益者負担の適正化の観点からの見直しが課題として残された。

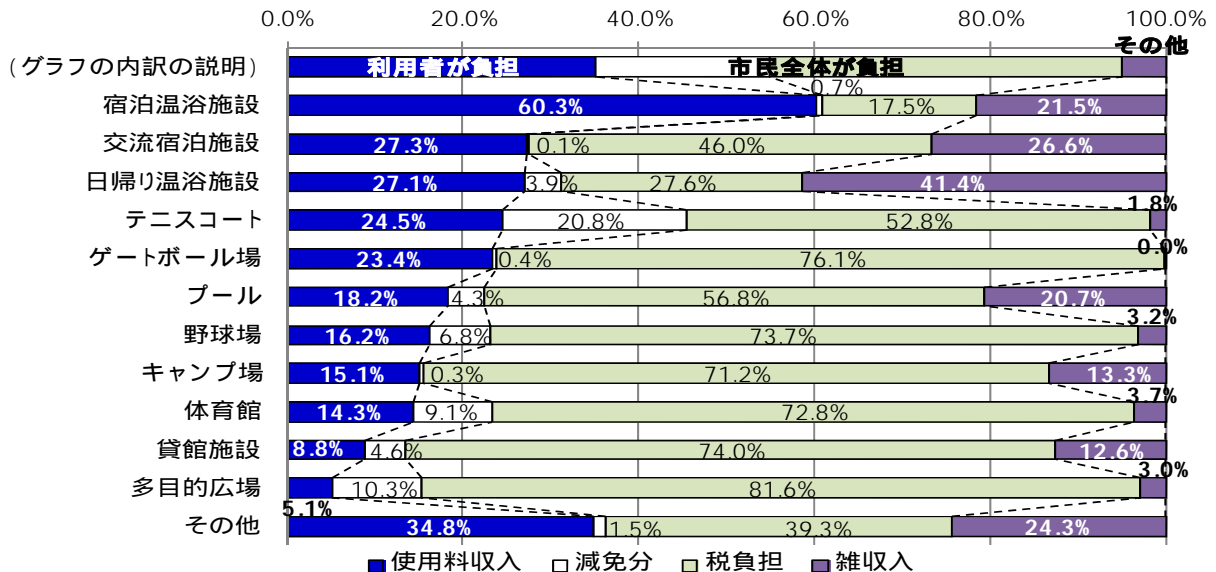
(2) 第 4 次行政改革推進計画における位置付け

- 上記(1)の課題を踏まえ、平成 23 年 5 月に策定した第 4 次行政改革推進計画では、「受益者負担の適正化」を具体的な取組項目として掲げ、「施設の維持管理コスト及び受益者負担の観点から、同種施設毎に標準施設使用料を設定し、それを基本として、施設の老朽化度や設備等の充実度に応じて個々の施設の使用料を設定し適用する」ことを目指し、見直しを進めることとした。

(3) 施設使用料の水準と受益者負担の現状

- 現在、集会施設や体育施設など多くの施設において、維持管理経費に対する使用料収入の割合は低い水準にとどまっており、結果として、施設を利用しない人を含む市民の税金によって維持管理経費の多くを賄っている状況にある。
- また、同種の施設において、老朽の度合いや設備等の充実度などサービス水準が異なる場合であっても、同一の使用料となっており、施設の性能やサービスの程度に応じた負担の差別化が図られていない。
- こうした状況を踏まえ、現行の公の施設使用料について、施設の利用者と利用者以外の負担の公平性を確保する「受益者負担」の観点、施設の性能・サービスの状況に応じた負担の明確化・差別化を図る観点から、それぞれ見直しを行うものである。

【主要な施設カテゴリーにおける維持管理経費に対する使用料収入の割合（平成 24 年度決算ベース/指定管理施設含む）】



2 使用料見直しの検討対象施設

- ・ 使用料見直しの検討対象施設は、939 の公の施設（平成 26 年 4 月 1 日時点）のうち、法令等の規制により市独自の料金設定、又は料金設定そのものが困難な施設等を除く 218 施設とする。

* 使用料見直しの対象施設（平成 26 年 9 月 26 日現在）

区分	施設数	内訳
・ 法令等の規制や不特定多数が利用する施設の性質上、料金の設定・改定が困難な施設	405	・ 小・中学校、幼稚園、公園、養護老人ホーム等
・ コスト計算による使用料設定になじまない施設、政策的に使用料を設定する施設 ・ 平成 26 年度末までに再配置を予定している施設	316	・ 日帰り・宿泊温浴施設、コミュニティプラザ、屋外ゲートボール場、霊園、漁港等 ・ 農村地区多目的集会所、こどもの家等
・ 使用料見直しの検討対象施設	218	・ 集会施設、体育施設等
合 計	939	

上記の施設数の区分は、今後の精査により変動する可能性あり

3 見直しの基本的な考え方

(1) 受益者負担の適正化

- ・ 施設の維持管理経費の大部分が、施設を利用しない人を含む市民の税金によって賄われている現状を踏まえ、施設の維持管理経費に基づく使用料を算定し、施設利用者から利用に応じた適正な負担を求めることにより、施設利用者と施設利用者以外の負担の公平性を確保する。

(2) 施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定

- ・ 現在、使用料が同額であるにもかかわらず、老朽の度合いや設備等の充実度など施設の性能やサービス水準が異なり、利用者の便益に差が生じている状況にある。
- ・ このことを踏まえ、使用料の算定に当たっては、集会施設、体育館等の施設カテゴリ毎に、こうした施設の付加価値を評価する基準を設け、当該基準により補正（以下「価値補正」という。）するものとする。

(3) 使用料収入の確保

- ・ 施設の維持管理経費を踏まえ算定した使用料が現在の使用料を下回った場合は、維持管理経費に対する使用料の充当割合が総じて低い状況にあること等を踏まえ、使用料収入の確保の観点から、使用料の引下げは行わず、現在の使用料を維持することを基本とする。

4 使用料の算定方法

(1) 受益者負担とする経費の範囲

- ・ 使用料の算定に用いる経費は、施設の受付・維持管理業務等に従事する職員の人件費、光熱水費、修繕費など、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）とする。
- ・ 一方、建物建設費（減価償却費を含む）、土地購入費、施設の本体にかかる大規模な修繕費など、施設整備に要する費用（イニシャルコスト）については、市民全体の財産の整備に要する経費という観点から税負担が適当と考え、使用料の算定に用いる経費に算入しない。

(2) 施設の付加価値に応じた補正（価値補正）の考え方

- ・ 上記3(2)の考え方に基づき、貸館施設、体育館、テニスコート等のカテゴリー毎に設備の充実度や経過年数等の付加価値を評価する基準を設定し、当該基準に基づき施設毎の負担割合を設定する。
- ・ 負担割合については、以下に示す評価基準を点数化し、当該点数に応じて 100%、75%、50%の三段階で設定する。

* 施設の付加価値を評価する基準

区分	基準の例
施設の新しさ	施設の築年数、耐震対応
施設・設備の充実度	冷暖房設備・管理人・照明設備・シャワー・トイレ等の有無、競技場等の面積・面数・材質、屋内・屋外の別（プール）、炊事場・水洗トイレ・コテージの有無（キャンプ場）
利便性	公共交通機関への接続の有無、駐車場の収容台数の多寡

* 価値補正のイメージ

施設の付加価値	高い ←—————→ 低い
価値補正の割合 (ここでいう価値補正の割合は、施設利用者から負担してもらう維持管理経費の割合を示す。)	100% 75% 50%

(3) 具体的な算定方法

基本的な算定方法

- ・ 使用料は原則として、次の考え方により算出する。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{利用面積} \times \text{価値補正} (100\% \sim 50\%)$$

各施設の付加価値に応じて負担割合を調整
「付加価値が高い:100%」~「付加価値が低い:50%」

施設の態様に応じた算定方法の例

- ・ 上記のほか、必要に応じて施設の態様に応じた算出を行う。

《占用利用施設（会議室、体育館等）》

$$\text{使用料(1室・1時間)} = \text{原価(1m}^2\cdot\text{1時間当たりの経費)} \times \text{利用面積} \times \text{価値補正(100\%~50\%)}$$

$$\text{原価} = \text{施設全体の維持管理経費} \div \text{貸出スペースの総面積} \div \text{利用可能時間}$$

《共用利用施設（プール等）》

$$\text{使用料(利用1回)} = \text{原価(利用者1人当たりの経費)} \times \text{価値補正(100\%~50\%)}$$

$$\text{原価} = \text{施設全体の経費} \div \text{年間目標利用者数}$$

《照明設備》

$$\text{使用料(1時間)} = \text{原価(1時間当たりの電気料)} \times \text{価値補正(100\%~50\%)}$$

$$\text{原価} = \text{基本料金} \div \text{利用可能時間} + \text{電力量料金(1時間当たり従量料金)}$$

照明設備のうち、電気料金契約が施設本体等と同一である等の理由から、原価計算が困難な施設は、他の照明設備の使用料水準を勘案するなど、算定方法を検討する。
貸出備品等の附属設備は、総じて古い備品が多く、種類も多岐にわたるなど、統一的な基準に基づく見直しが難しい状況にあること等を踏まえ、現行の使用料は変更しない（消費税率引き上げに伴う見直しは除く）。

(4) 激変緩和措置等

- ・ 上記(3)により算定した使用料が、現行使用料より著しく高額になるときは、利用者の負担の過度な増加を防ぐため、激変緩和措置として上限額を設定する。
- ・ 改定上限額は、現行使用料の1.5倍を原則とする。但し、当該料金が民間や近隣自治体の料金水準と比較し特に低廉である場合は、別途対応を検討する。
- ・ 激変緩和措置を行った使用料については、3年毎に予定する定期的な見直しの際、改めて原価計算等を行った上で、必要に応じて改定を行う。

5 使用料改定のイメージ

- ・ 上記4の方法に基づき算出した使用料の改定料金のイメージは以下のとおりである。

* 使用料の改定料金のイメージ

貸館施設 (単位：円)

施設名	現行料金	原価 (1時間当たり経費)	価値補正係数	改定案 (×)	備考
A センター	700	955	1.00	950	
B 会館	330	131	0.50	330	料金据え置き

体育館 (単位：円)

施設名	現行料金	原価 (1時間当たり経費)	価値補正係数	改定案 (×)	備考
C 体育館	1,000	2,651	1.00	1,500	改定上限1.5倍
D 球-センター	500	1,297	0.50	650	

テニスコート

(単位：円)

施設名	現行料金	原価 (1時間当たり経費)	価値補正係数	改定案 (×)	備考
E庭球場	250	1,141	1.00	500	近隣自治体の同種同規模の施設と比べ低廉のため改定上限を2倍とする
Fテニスコート	250	125	0.75	250	料金据え置き

野球場

(単位：円)

施設名	現行料金	原価 (1時間当たり経費)	価値補正係数	改定案 (×)	備考
G野球場	200	1,128	1.00	400	近隣自治体の同種同規模の施設と比べ低廉のため改定上限を2倍とする
H運動公園	200	633	0.75	400	
I野球場	100	183	0.50	100	料金据え置き

6 その他

(1) 改定時期及び定期的な見直し

- ・ 今後、算定内容等を精査した上、平成27年3月の市議会定例会に使用料改定の条例改正案を提案し、周知期間を設けた上で、同年10月からの施行を目指していく。
- ・ なお、本方針に基づき、3年毎に原価計算及び価値補正による使用料等の算定を行い、必要に応じて当該使用料を改定する。

(2) 市外利用者の取扱い

- ・ 公の施設は、市民の利用に供することを目的に設置するものであり、施設整備に要する費用（イニシャルコスト）及び使用料分を除く維持管理経費については、当該市民が負担している。また、利用状況からみて、市民以外の利用者が利用する場合に、市民の利用が制約されている事例もあることから、市民と市民以外の利用者の使用料を区分し設定する。
- ・ 具体的には、集会施設及び体育施設について、市外利用者の使用料は、通常料金の200%とする。

(3) 営利・営業目的利用の取扱い

- ・ 営利・営業目的の利用については、割増料金の設定が施設毎に異なるケースが見受けられることから、集会施設、体育施設については、この度の改定とあわせて通常料金の200%として統一を図る。

(4) 消費税率の引上げに伴う対応

- ・ 消費税率は、平成26年4月に5%から8%となり、また、平成27年10月には10%への引上げが予定されていることから、上記2の使用料の見直し対象施設のほか、今回使用料の見直しを行わない施設についても、消費税の適正な転嫁の観点から対応を検討する。

(5) 適切な維持管理と利用率の向上

- ・ 施設使用料は、維持管理に要する経費に基づき算定されることから、一層の効率的・効果的な施設運営に取り組むものとする。
- ・ また、施設の有効利用の面から、引き続き利用率向上に努めるものとする。

7 公の施設使用料の減免基準の見直しについて

(1) 減免制度の現状と課題

- ・ 施設の使用料については、現在、条例及び減免基準に基づき 50%又は 100%の減免措置を行っている。
- ・ 使用料の減免額について、維持管理経費に対する減免額の割合を施設の種類別にみると、テニスコートで 20.8%、体育館で 9.1%など、体育施設において特に高い状況にある（平成 24 年度決算ベース）。
- ・ また、平成 22 年度に実施された施設使用料の減免に関する事務にかかる行政監査において、「減免理由の根拠が不明確なもの」、「減免基準に該当すると思われるが適用していないもの」、「利用者や利用実態が同じと思われる事例が施設によって減免の適否や減免率の取り扱いが異なるもの」等の指摘を受けた経緯があり、この間是正に努めてきたが、更なる適正化に向け、減免基準をより明確にし、運用の統一化を図る必要がある。
- ・ これらのことから、施設使用料と減免基準の一体的な見直しを行うことにより、受益者負担の適正化を確保していく必要がある。

(2) 利用者の意向の把握等

- ・ 減免基準の見直し方針の策定に当たっては、市政モニターアンケート、施設窓口アンケート、「(仮称)公の施設使用料の減免基準見直しに関する懇談会」等により、施設利用者、施設利用者以外のそれぞれの意見等を参考に取りまとめるものとする。

* 減免基準の見直し方針の検討方法

	市政モニターアンケート	施設窓口アンケート	公の施設使用料の減免基準見直しに関する懇談会
目的	一般の市民、特に施設を利用しない市民の意見を把握する。	施設利用者の意見を把握する。	様々な立場からの意見をいただき、基準策定の参考とする。
対象	市政モニター424人（無作為抽出）	集会施設、体育施設88施設の利用者	学識経験者、施設利用者、指定管理者、公募市民等からなる委員10名程度
実施時期	26年7月23日~8月12日	26年8月11日~9月5日	26年10月~27年3月(予定)

8 使用料改定のスケジュール案

時 期	使用料の見直し	減免基準の見直し
平成 26 年 9 月 26 日	特別委員会(使用料見直しの基本方針)	
10 月～11 月	特別委員会(使用料改定案) 地域協議会への「使用料見直しの基本 方針」の説明(～12 月)	第 1・2 回懇談会
12 月	地域協議会への諮問・答申(～27 年 1 月) 減免基準見直しの考え方等もあ わせて説明	第 3 回懇談会
平成 27 年 1 月		第 4 回懇談会
3 月	条例改正(3 月定例会)	新たな減免基準の確定
4 月～	市民への周知	上記基準の周知
10 月～	新使用料の適用	上記基準の適用

市政モニターアンケート（「公の施設のあり方」から一部抜粋）の結果について【暫定版】

1 調査の概要

(1) 調査目的

第4次行政改革推進計画に基づき、公の施設の使用料の見直しを進めるため、市民の認識や考え方を把握することで、施策の方向性の参考とする。

(2) 調査対象者

市政モニター424人（無作為抽出）

(3) 調査期間

平成26年7月23日（水）～8月12日（火）（21日間）

(4) アンケート回収人数

374人（回収率88.2%）

2 調査結果

表中の比率（%）は小数点第2位を四捨五入しているため、個々の選択肢の比率の合計が100%にならない場合があります。

(1) 施設の利用状況

（質問「あなたは、この1年間に、市内にある公の施設を利用したことがありますか。」）

- ・ほとんどの施設において、利用頻度が「年に数回」又は「利用せず」とする回答が大半であり、特に体育施設はいずれも「利用せず」とする回答が最も多かった。
- ・「集会施設」、「図書館、博物館等」については、利用頻度が「年に数回」とする回答が一定数あった。

* 利用頻度

	週に1回	月に1回	年に数回	利用せず	無回答
集会施設	7.0%	14.4%	49.5%	26.7%	2.4%
体育館	3.5%	3.5%	35.8%	54.0%	3.2%
野球場、多目的広場	0.8%	0.5%	7.0%	86.9%	4.8%
テニスコート	0.5%	0.3%	2.1%	92.2%	4.8%
図書館、博物館等	7.0%	12.3%	38.5%	38.5%	3.7%
観光施設	0.3%	2.4%	45.2%	47.6%	4.5%
温浴施設	2.1%	7.2%	53.2%	33.4%	4.0%
飲食施設等	0.0%	1.9%	28.6%	64.4%	5.1%
公園施設	2.1%	3.7%	30.7%	58.3%	5.1%

* 利用目的

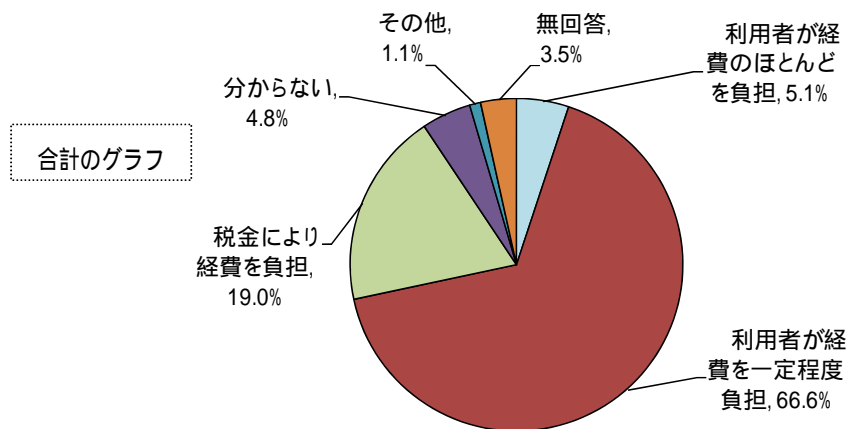
	町内会など地域の活動	仕事や所属団体の活動	サークルやスポーツクラブの活動	講座等の受講	休暇	その他	無回答
集会施設	24.1%	8.8%	12.8%	9.6%	6.1%	5.3%	33.2%
体育館	9.6%	4.0%	11.8%	3.5%	6.1%	5.3%	59.6%
野球場、多目的広場	1.3%	0.3%	4.3%	0.0%	0.8%	1.3%	92.0%
テニスコート	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.5%	0.5%	97.1%
図書館、博物館等	0.5%	1.6%	4.8%	2.4%	36.1%	11.5%	43.0%
観光施設	0.8%	2.7%	5.3%	0.0%	31.0%	8.3%	51.9%
温浴施設	1.9%	1.1%	1.6%	0.3%	54.0%	2.7%	38.5%
飲食施設等	0.3%	1.6%	0.8%	1.3%	19.3%	7.5%	69.3%
公園施設	1.9%	0.5%	2.7%	0.0%	26.2%	5.3%	63.4%

以降の設問については、市政モニターアンケートを基に、前問で集会施設又は体育施設（体育館、野球場、多目的広場、テニスコート）の利用頻度が「週に1回」又は「月に1回」と回答した人を「施設利用者」、それ以外の人を「施設非利用者」と区分し、集計を行った。

(2) 受益者負担に対する考え方
 (質問「公の施設の維持管理経費は、誰がどの程度負担することが適当と考えますか。」)

・利用者、非利用者とも、施設利用者が施設の維持管理経費の「一定程度を負担」と「ほとんど負担」とする回答を合わせると7割を超え、また、利用者与非利用者の比較では、非利用者の方がその割合が多かった。

	利用者が経費のほとんどを負担	利用者が経費を一定程度負担	税金により経費を負担	分からない	その他	無回答
施設利用者	3.1%	59.2%	26.5%	5.1%	1.0%	5.1%
施設非利用者	5.8%	69.2%	16.3%	4.7%	1.1%	2.9%
合計	5.1%	66.6%	19.0%	4.8%	1.1%	3.5%



(3) 使用料水準に対する評価
 (質問「公の施設の現在の使用料の水準をどのように思いますか。」)

・集会施設、体育館については、使用料の水準が「ちょうどよい」とする回答が最も多かったが、一方で、「安い」とする回答も全体の約3割を占めた。
 ・テニスコートについては「安い」とする回答が約4割と最も多く、次いで、「分からない」、「ちょうどよい」とする回答がそれぞれ3割弱を占めた。
 ・利用者与非利用者进行比较した場合、非利用者の方が使用料を安いと捉えている。

* 集会施設

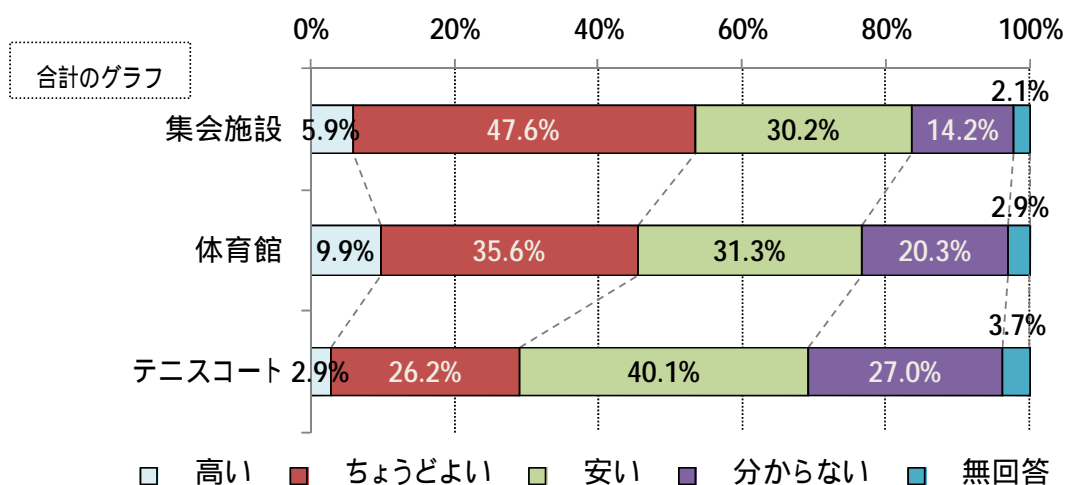
	高い	ちょうどよい	安い	分からない	無回答
施設利用者	8.2%	56.1%	22.4%	9.2%	4.1%
施設非利用者	5.1%	44.6%	33.0%	15.9%	1.4%
合計	5.9%	47.6%	30.2%	14.2%	2.1%

* 体育館

	高い	ちょうどよい	安い	分からない	無回答
施設利用者	9.2%	39.8%	26.5%	20.4%	4.1%
施設非利用者	10.1%	34.1%	33.0%	20.3%	2.5%
合計	9.9%	35.6%	31.3%	20.3%	2.9%

* テニスコート

	高い	ちょうどよい	安い	分からない	無回答
施設利用者	5.1%	23.5%	32.7%	32.7%	6.1%
施設非利用者	2.2%	27.2%	42.8%	25.0%	2.9%
合計	2.9%	26.2%	40.1%	27.0%	3.7%



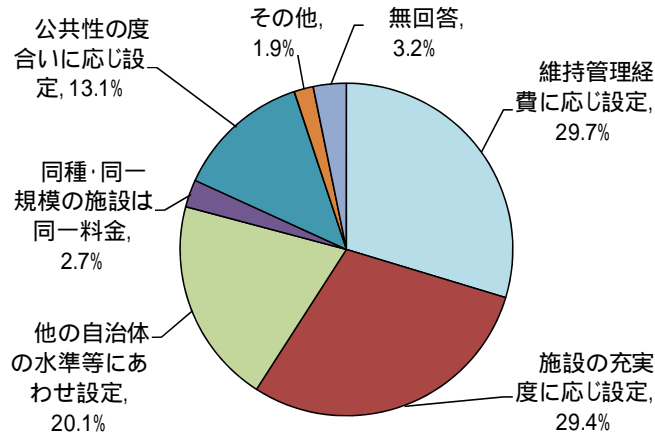
(4) 使用料の設定方法

(質問「使用料の設定方法について最も適当と考えるものはどれですか。」)

- ・最も多かった回答は、利用者は「新しい施設や設備が充実している施設は使用料を高く、古い施設や設備が簡素な施設は使用料を安くする」、非利用者は「施設の維持管理経費が多くかかる施設は使用料を高く、経費が少なく済む施設は使用料を安くする」であった。
- ・この他、「民間や他の自治体の水準にあわせて設定する」を選択した回答は約2割を占めた。

	維持管理経費に応じ設定	施設の充実度に応じ設定	他の自治体の水準等にあわせて設定	同種・同一規模の施設は同一料金	公共性の度合いに応じ設定	その他	無回答
施設利用者	29.6%	35.7%	17.3%	2.0%	10.2%	1.0%	4.1%
施設非利用者	29.7%	27.2%	21.0%	2.9%	14.1%	2.2%	2.9%
合計	29.7%	29.4%	20.1%	2.7%	13.1%	1.9%	3.2%

合計のグラフ



(5) 使用料の減免に対する考え方

(質問「減免制度についてあなたはどのように思いますか。」)

ア 町内会・こども会・老人会等の利用

- ・利用者、非利用者ともに「半額程度の減額が適当」とする回答が5割以上を占めた。
- ・一方、現行と同様に「免除が適当」とする回答は3割強あった。

	免除・減額は不要	半額程度の減額が適当	免除が適当	その他	無回答
施設利用者	5.1%	51.0%	36.7%	3.1%	4.1%
施設非利用者	6.9%	51.8%	35.5%	4.3%	1.4%
合計	6.4%	51.6%	35.8%	4.0%	2.1%

イ 小中学生のスポーツクラブ等の利用

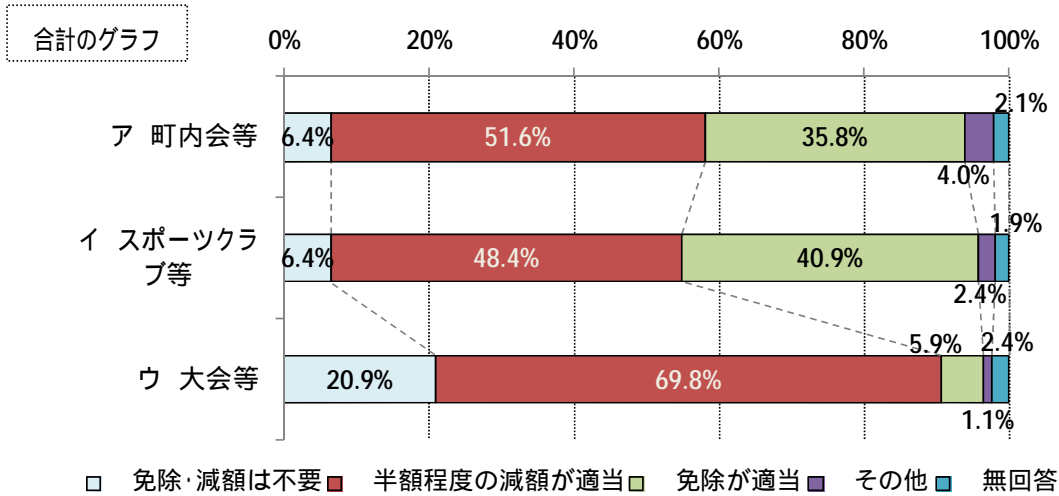
- ・利用者、非利用者ともに「半額程度の減額が適当」とする回答が約5割を占めた。
- ・一方、現行と同様に「免除が適当」とする回答は約4割あった。

	免除・減額は不要	半額程度の減額が適当	免除が適当	その他	無回答
施設利用者	4.1%	50.0%	41.8%	1.0%	3.1%
施設非利用者	7.2%	47.8%	40.6%	2.9%	1.4%
合計	6.4%	48.4%	40.9%	2.4%	1.9%

ウ 大会や各種講座等の利用

- ・利用者、非利用者ともに、現行と同様の「半額程度の減額が適当」とする回答が約7割を占めた。
- ・一方、「免除・減額は不要」とする回答は約2割あった。

	免除・減額は不要	半額程度の減額が適当	免除が適当	その他	無回答
施設利用者	15.3%	74.5%	6.1%	0.0%	4.1%
施設非利用者	22.8%	68.1%	5.8%	1.4%	1.8%
合計	20.9%	69.8%	5.9%	1.1%	2.4%

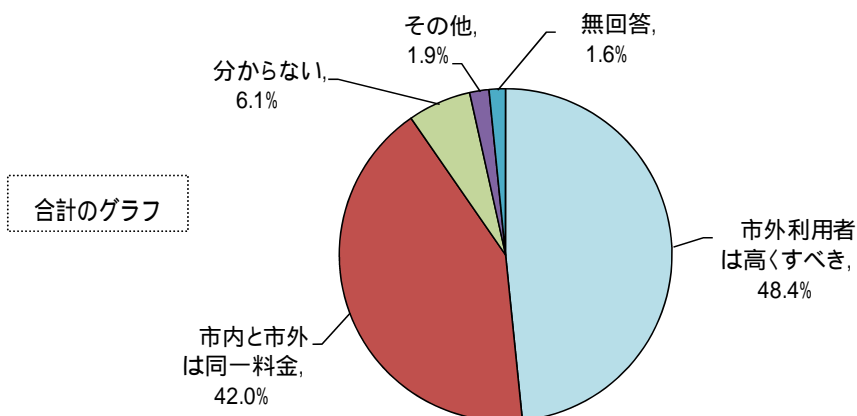


(6) 市内・市外利用者の料金

(質問「市外の利用者の使用料の金額についてどう思いますか。」)

- ・利用者、非利用者ともに「市外の利用者は高くすべき」とする回答が約5割を占めた。
- ・一方、「市内と市外の利用者は同一料金とすべき」とする回答が4割強あった。

	市外の利用者は高くすべき	市内と市外の利用者は同一料金	分からない	その他	無回答
施設利用者	48.0%	44.9%	5.1%	0.0%	2.0%
施設非利用者	48.6%	40.9%	6.5%	2.5%	1.4%
合計	48.4%	42.0%	6.1%	1.9%	1.6%



公の施設の使用料及び減免基準に関するアンケート調査の結果について

1 調査の概要

(1) 調査目的

受益者負担の現状や使用料・減免基準の見直しに係る取組について利用者から認識してもらおうとともに、使用料・減免基準に対する施設利用者の意見を把握し、市政モニターアンケートとあわせ、見直し方針の策定の参考とする。

(2) 調査施設

集会施設及び体育施設のうち、減免利用の多い施設を中心に 88 施設を選定

区分	施設名
集会施設 (41 施設)	雁木通りプラザ、レインボーセンター、ラーバンセンター、直江津学びの交流館、上越文化会館、福祉交流プラザ、市民プラザ、カルチャーセンター、春日謙信交流館、八千浦交流施設はまぐみ、教育プラザ(会議室等)、はーとぴあ中郷、主な農村地区多目的集会所(新道地区多目的研修センター、和田地区多目的研修センター、谷浜地区多目的研修センター、桑取地区多目的研修センター、浦川原里山地域活性化センター、七ヶ地区コミュニティセンター、横住総合交流促進センター、吉川旭地区農業拠点センター、円田荘)、地域生涯学習センター(菱里地域生涯学習センター、中川地域生涯学習センター、伏野地域生涯学習センター、船倉地域生涯学習センター、須川地域生涯学習センター、大島地域生涯学習センター、吉川旭地域生涯学習センター、源地域生涯学習センター、片貝地域生涯学習センター、櫛池地域生涯学習センター、下名立地域生涯学習センター、不動地域生涯学習センター)、地区公民館(高田地区館、浦川原地区館、大島地区館、柿崎地区館、大潟地区館、頸城地区館、板倉地区館、三和地区館)
体育館 (19 施設)	総合体育館、上越勤労身体障害者体育館、厚生北会館、高士スポーツ広場体育館、高田スポーツセンター、教育プラザ(大体育館等)、安塚 B&G 海洋センター、浦川原体育館、大島多目的ホール、牧体育館、柿崎総合体育館、大潟体育センター、大潟体操アリーナ、吉川体育館、中郷総合体育館、板倉農業者トレーニングセンター、清里スポーツセンター、三和体育館、三和スポーツセンター
多目的広場 (10 施設)	高田公園陸上競技場、スポーツ公園多目的運動広場、今泉スポーツ広場多目的広場、安塚和田スポーツ公園グラウンド、柿崎総合運動公園(グラウンド、人工芝グラウンド)、大潟運動場、中郷総合運動公園屋外運動場、清里スポーツ公園、三和スポーツ公園
テニスコート (5 施設)	上越総合運動公園テニスコート、高田公園庭球場、スポーツ公園庭球場、柿崎第 1 庭球コート、吉川テニスコート
野球場 (10 施設)	高田公園野球場、高田公園ソフトボール場、スポーツ公園野球場、今泉スポーツ広場野球場、藤野野球場、少年野球場、浦川原運動広場野球場、柿崎総合運動公園野球場、頸城明治野球場、吉川野球場
複合施設等 (3 施設)	リージョンプラザ上越、オールシーズンプール、ユートピアくびき

(3) 調査対象者

公の施設の利用者

(4) 調査期間

平成 26 年 8 月 11 日 (月) ~ 9 月 5 日 (金) (26 日間)

(5) 回収状況

713 件

2 調査結果

表中の比率(%)は小数点第2位を四捨五入しているため、個々の選択肢の比率の合計が100%にならない場合があります。

(1) 利用施設

(質問「今回利用する施設の名称を記入してください。」)

集会施設 ...回答数 467 件

施設名	回答数	施設名	回答数
雁木通りプラザ	32 件	桑取地区多目的研修センター	15 件
レインボーセンター	34 件	七ヶ地区コミュニティセンター	1 件
ラーバンセンター	24 件	円田荘	1 件
直江津学びの交流館	10 件	伏野地域生涯学習センター	1 件
上越文化会館	10 件	須川地域生涯学習センター	1 件
福祉交流プラザ	53 件	大島地域生涯学習センター	1 件
市民プラザ	20 件	下名立地域生涯学習センター	6 件
カルチャーセンター	34 件	不動地域生涯学習センター	3 件
春日謙信交流館	49 件	高田地区公民館	31 件
八千浦交流館はまぐみ	31 件	大島地区館 大島就業改善センター	3 件
教育プラザ(会議室等)	14 件	柿崎地区公民館	18 件
はーとぴあ中郷	11 件	大潟地区館	9 件
新道地区多目的研修センター	32 件	頸城地区館 ユートピアくびき	20 件
谷浜地区多目的研修センター	3 件	その他	0 件

体育館 ...回答数 137 件

施設名	回答数	施設名	回答数
総合体育館	20 件	柿崎総合体育館	7 件
上越勤労身体障害者体育館	4 件	大潟体育センター	10 件
厚生北会館	2 件	吉川体育館	11 件
高田スポーツセンター	14 件	中郷総合体育館	27 件
安塚 B&G 海洋センター	5 件	板倉農業者トレーニングセンター	7 件
浦川原体育館	19 件	三和体育館	4 件
大島多目的ホール	1 件	三和スポーツセンター	5 件
牧体育館	1 件	その他	0 件

テニスコート ...回答数 51 件

施設名	回答数	施設名	回答数
上越総合運動公園テニスコート	36 件	吉川テニスコート	11 件
高田公園テニスコート	4 件	その他	0 件

多目的広場 ...回答数 5 件

施設名	回答数	施設名	回答数
陸上競技場	1 件	中郷総合運動公園多目的広場	3 件
大湊運動場	1 件	その他	0 件

野球場 ...回答数 15 件

施設名	回答数	施設名	回答数
高田公園ソフトボール場	1 件	浦川原運動広場野球場	1 件
スポーツ公園野球場	1 件	柿崎総合運動公園野球場	1 件
今泉スポーツ広場野球場	2 件	吉川野球場	5 件
藤野野球場	2 件	その他	0 件
少年野球場	2 件		

複合施設等 ...回答数 38 件

施設名	回答数	施設名	回答数
リージョンプラザ上越	1 件	ユートピアくびき	37 件
オールシーズンプール	0 件		

(2) 利用者

(質問「今回施設を利用するのはどのような団体・個人ですか。」)

- ・集会施設、体育施設ともに「趣味のサークルや同好会」や「個人」の利用が多くなっている。
- ・体育施設は「地域のスポーツクラブ」、「学校・部活等」による利用が一定数あった。

	地域コミュニティ組織	趣味のサークルや同好会	学校・部活等	地域のスポーツクラブ	職場の団体	個人	その他	無回答
集会施設	6.4%	53.3%	3.2%	4.7%	8.1%	9.4%	14.3%	0.4%
体育施設	0.8%	22.4%	10.6%	22.8%	4.5%	35.8%	2.8%	0.4%
体育館	1.5%	25.5%	8.8%	26.3%	0.7%	36.5%	0.7%	0.0%
多目的広場	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%
テニスコート	0.0%	15.7%	7.8%	0.0%	7.8%	58.8%	7.8%	2.0%
野球場	0.0%	13.3%	33.3%	40.0%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%
複合施設	0.0%	26.3%	10.5%	34.2%	13.2%	10.5%	5.3%	0.0%
合計	4.5%	42.6%	5.8%	10.9%	6.9%	18.5%	10.4%	0.4%

(3) 利用目的

(質問「今回施設を利用したのはどのような目的ですか。」)

- ・集会施設、体育施設ともに「練習」を目的とした利用が最も多かった。
- ・集会施設は、「練習」に次いで「会議・打合せ」、「講座」の順で多かった。

	会議・打合せ	イベント・大会	練習	講座	市の委託事業	その他	無回答
集会施設	18.6%	4.9%	46.9%	16.5%	1.1%	10.7%	1.3%
体育施設	1.2%	6.5%	83.7%	2.8%	0.0%	5.3%	0.4%
体育館	2.2%	4.4%	83.9%	1.5%	0.0%	8.0%	0.0%
多目的広場	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
テニスコート	0.0%	7.8%	88.2%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%
野球場	0.0%	13.3%	86.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
複合施設	0.0%	10.5%	73.7%	10.5%	0.0%	2.6%	2.6%
合計	12.6%	5.5%	59.6%	11.8%	0.7%	8.8%	1.0%

(4) 利用頻度

(質問「今回利用する施設をどのくらい利用しますか。」)

- ・集会施設、体育施設ともに「週1回程度」とする回答が最も多かった。
- ・「週1回程度」に次いで、集会施設は「月1回程度」、体育施設は「年に数回程度」とする回答が多かった。

	週に23回以上	週1回程度	月1回程度	年に数回程度	無回答
集会施設	12.0%	33.2%	30.6%	23.8%	0.4%
体育施設	23.2%	32.5%	13.4%	30.1%	0.8%
体育館	31.4%	34.3%	9.5%	24.1%	0.7%
多目的広場	20.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%
テニスコート	13.7%	31.4%	23.5%	31.4%	0.0%
野球場	0.0%	13.3%	20.0%	60.0%	6.7%
複合施設	15.8%	39.5%	10.5%	34.2%	0.0%
合計	15.9%	33.0%	24.7%	26.0%	0.4%

(5) 使用料の免除・減額

(質問「今回の利用は使用料の免除・減額を受けていますか。」)

- ・集会施設、体育施設ともに「免除」又は「減額」を受けていないとする回答が7割程度を占めた。

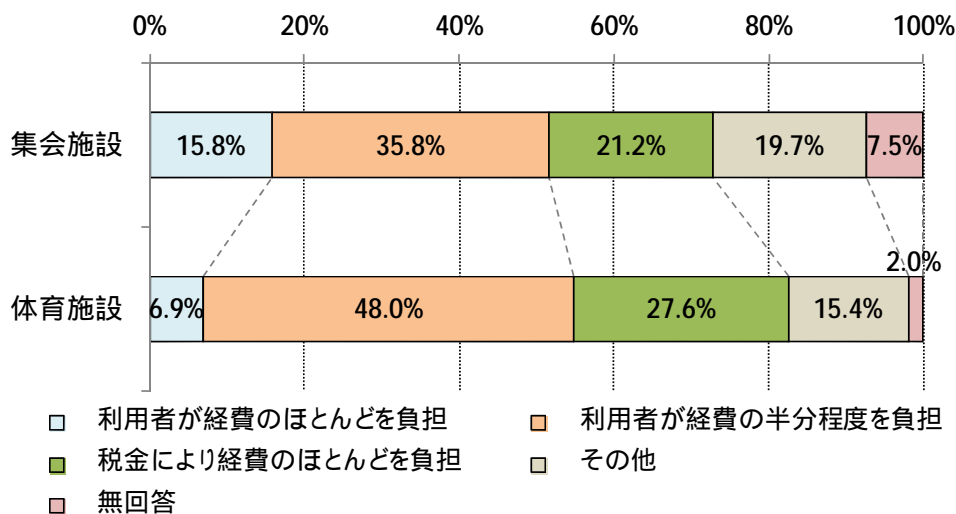
	免除を受けている	一部減額を受けている	免除・減額を受けていない	無回答
集会施設	19.5%	4.5%	73.7%	2.4%
体育施設	23.6%	10.2%	65.9%	0.4%
体育館	23.4%	10.2%	65.7%	0.7%
多目的広場	20.0%	0.0%	80.0%	0.0%
テニスコート	7.8%	5.9%	86.3%	0.0%
野球場	40.0%	26.7%	33.3%	0.0%
複合施設	39.5%	10.5%	50.0%	0.0%
合計	21.0%	6.5%	71.3%	1.3%

(6) 受益者負担に対する考え方

(質問「施設利用者は、施設の維持管理経費をどの程度負担するのが適当と思われますか。」)

- ・集会施設、体育施設ともに「利用者が経費の半分程度を負担」すべきとする回答が最も多かった。
- ・上記に次いで、集会施設、体育施設ともに「税金により経費のほとんどを負担」すべきとする回答が多かった。

	利用者が経費のほとんどを負担	利用者が経費の半分程度を負担	税金により経費のほとんどを負担	その他	無回答
集会施設	15.8%	35.8%	21.2%	19.7%	7.5%
体育施設	6.9%	48.0%	27.6%	15.4%	2.0%
体育館	5.1%	50.4%	25.5%	19.0%	0.0%
多目的広場	0.0%	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%
テニスコート	5.9%	54.9%	25.5%	11.8%	2.0%
野球場	20.0%	33.3%	26.7%	13.3%	6.7%
複合施設	10.5%	34.2%	39.5%	10.5%	5.3%
合計	12.8%	40.0%	23.4%	18.2%	5.6%

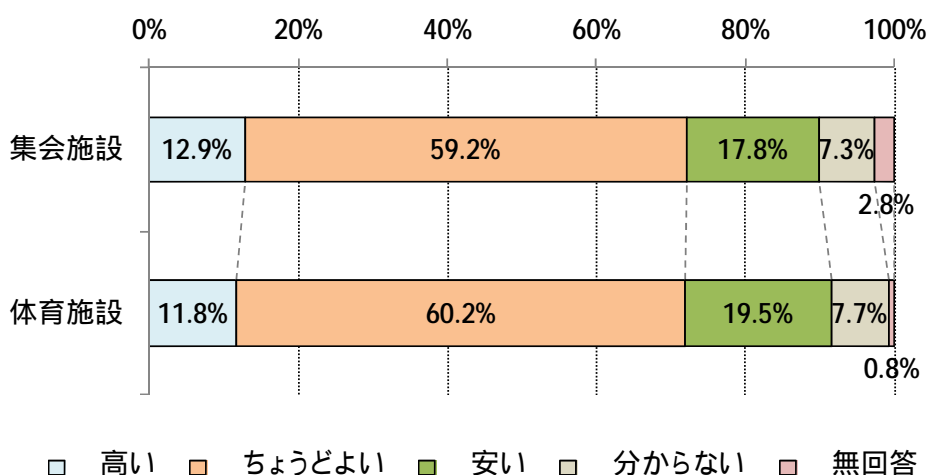


(7) 使用料水準に対する評価

(質問「今回利用する施設の使用料の水準をどう思いますか。」)

・集会施設、体育施設ともに「ちょうどよい」とする回答が6割程度を占め、次いで「安い」との回答が2割弱を占めた。

	高い	ちょうどよい	安い	分からない	無回答
集会施設	12.9%	59.2%	17.8%	7.3%	2.8%
体育施設	11.8%	60.2%	19.5%	7.7%	0.8%
体育館	13.9%	56.9%	21.2%	8.0%	0.0%
多目的広場	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%
テニスコート	3.9%	70.6%	23.5%	2.0%	0.0%
野球場	0.0%	66.7%	13.3%	20.0%	0.0%
複合施設	18.4%	52.6%	13.2%	10.5%	5.3%
合計	12.5%	59.6%	18.4%	7.4%	2.1%



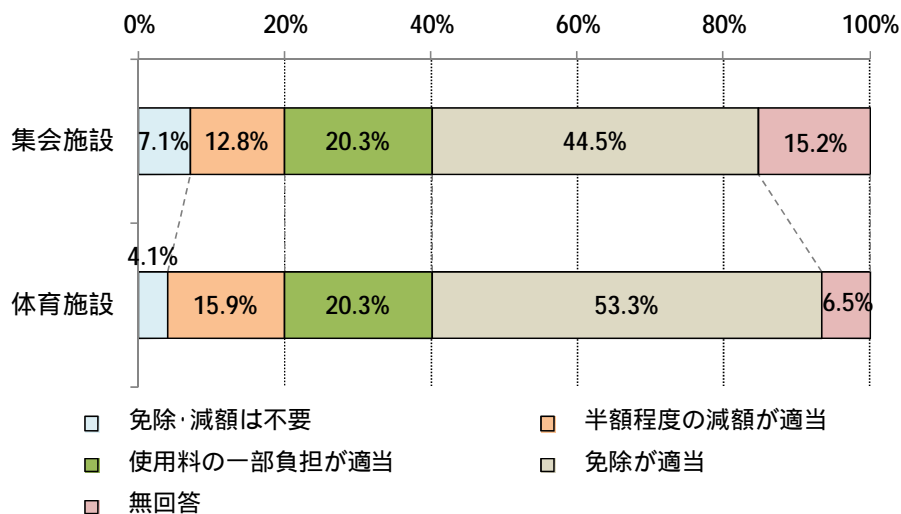
(8) 使用料の減免に対する考え方

(質問「減免制度についてあなたはどう思いますか。」)

ア 町内会・こども会・老人会等の利用

- ・集会施設、体育施設ともに、現行と同様の「免除が適当」とする回答が約5割を占めた。
- ・一方、「免除・減額は不要」「半額程度の減額が適当」「使用料の一部負担が適当」として、一定の負担が適当とする回答は約4割あった。

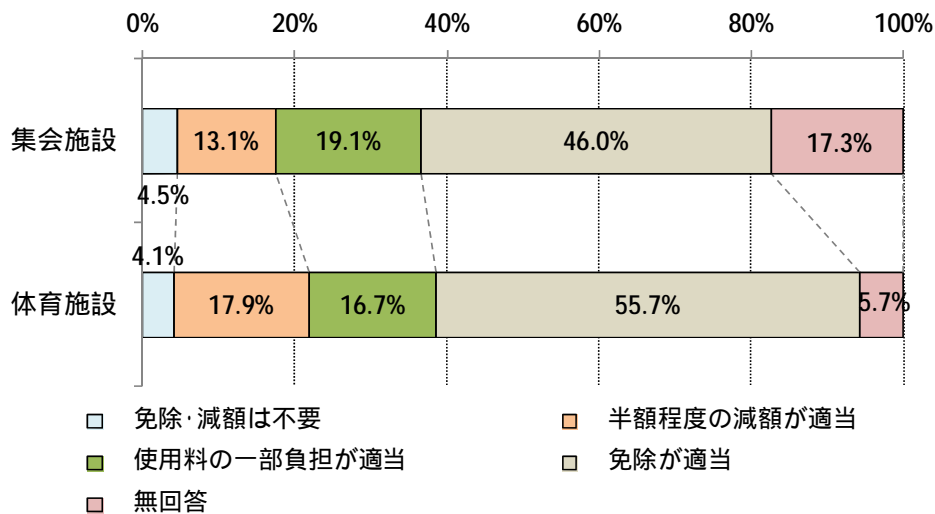
	免除・減額は不要	半額程度の減額が適当	使用料の一部負担が適当	免除が適当	無回答
集会施設	7.1%	12.8%	20.3%	44.5%	15.2%
体育施設	4.1%	15.9%	20.3%	53.3%	6.5%
体育館	5.1%	16.1%	21.2%	54.0%	3.6%
多目的広場	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%
テニスコート	2.0%	27.5%	25.5%	37.3%	7.8%
野球場	0.0%	6.7%	20.0%	53.3%	20.0%
複合施設	5.3%	5.3%	10.5%	71.1%	7.9%
合計	6.0%	13.9%	20.3%	47.5%	12.2%



イ 小中学生のスポーツクラブ等の利用

- ・集会施設、体育施設ともに、現行と同様の「免除が適当」とする回答が約5割を占めた。
- ・一方、「免除・減額は不要」「半額程度の減額が適当」「使用料の一部負担が適当」として、一定の負担が適当とする回答は約4割あった。

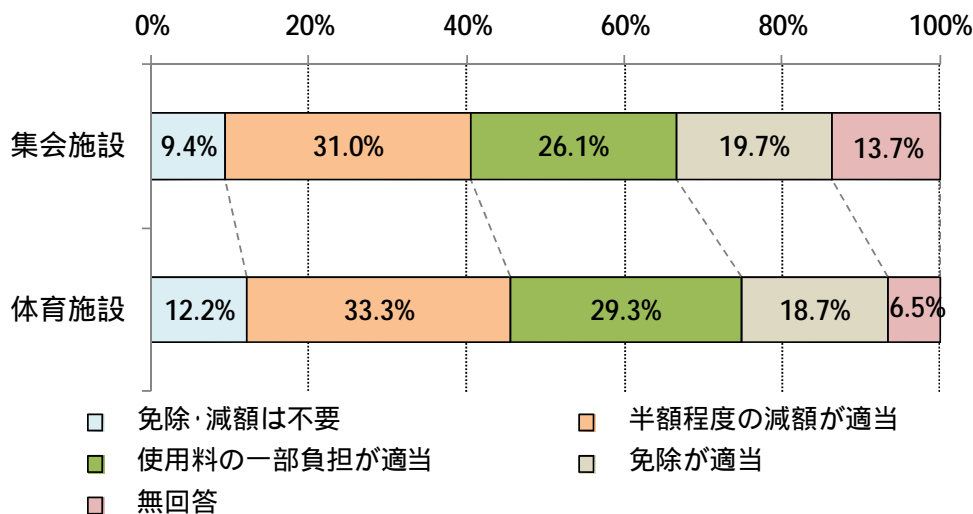
	免除・減額は不要	半額程度の減額が適当	使用料の一部負担が適当	免除が適当	無回答
集会施設	4.5%	13.1%	19.1%	46.0%	17.3%
体育施設	4.1%	17.9%	16.7%	55.7%	5.7%
体育館	4.4%	16.8%	19.7%	54.7%	4.4%
多目的広場	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%
テニスコート	2.0%	37.3%	15.7%	41.2%	3.9%
野球場	0.0%	6.7%	13.3%	73.3%	6.7%
複合施設	7.9%	2.6%	7.9%	71.1%	10.5%
合計	4.3%	14.7%	18.2%	49.4%	13.3%



ウ 大会や各種講座等の利用

- ・集会施設、体育施設ともに、現行と同様の「半額程度の減額が適当」とする回答が約3割を占めた。
- ・次いで、「使用料の一部負担が適当」が約3割、「免除が適当」が約2割あり、「免除・減額は不要」とする回答も約1割あった。

	免除・減額は不要	半額程度の減額が適当	使用料の一部負担が適当	免除が適当	無回答
集会施設	9.4%	31.0%	26.1%	19.7%	13.7%
体育施設	12.2%	33.3%	29.3%	18.7%	6.5%
体育館	14.6%	29.2%	32.1%	19.7%	4.4%
多目的広場	0.0%	0.0%	60.0%	20.0%	20.0%
テニスコート	9.8%	47.1%	27.5%	9.8%	5.9%
野球場	0.0%	26.7%	26.7%	33.3%	13.3%
複合施設	13.2%	36.8%	18.4%	21.1%	10.5%
合計	10.4%	31.8%	27.2%	19.4%	11.2%



現行の「使用料の減免基準の基本的な考え方」について

公の施設の使用料は、その施設を利用される方から等しく負担していただくことで運用しなければならないものであるが、例外的にその負担を政策的に軽減する必要がある場合には、その全部又は一部を免除することとしている。

こうした負担の免除(減免の承認)は、市が定めた統一基準、施設の特異性からくる個別基準、さらにこれらの基準で判断できない場合にはその時点での判断で決定していたが、減免を適用する範囲は広がる傾向にあった。

施設使用料の改定に当たり、施設の利用の対価として定めた使用料の額の意義を保つ上からも、また、市民全体の平等性を維持していく上からも、減免基準を明確にし、適切な運用をしていくため、ここにその基本的な方針を定めるものである。

減免の可否に当たっては、次に掲げた基準を基に、公益性の度合いや負担能力の状況等から真に必要なものかどうかを判断し、実施するものとする。

1 条例で規定する基準

減免する場合とその額	
市が主催する場合	使用料の全額
市が共催する場合	使用料の 50 パーセントの額
その他市長が必要と認める場合	必要と認める額

2 減免の判断基準

条例で規定する基準のうち「その他市長が必要と認める場合 必要と認める額」の運用については、個々のケースで判断することになるが、次に掲げた判断基準を基に適切に行うものとする。

公の施設は、公共の福祉の向上を図るために設置した施設であることから、市民が利用しやすいよう低廉な使用料として設定しているもので、本来使用料は施設使用の対価であることから、原則は全額納付を基本に考える。

減免の承認に当たっては、「市の主催」や「市の共催」の場合の公益性と比較し、それらと均衡の取れたものでなければならない。

したがって、減免は、施設の利用に公益性があるもの、あるいは負担能力から支援が必要であるものなどを判断基準として、政策的に行うものとし、利用者個人の利益(教養・趣味・体育)につながる利用は、原則として対象としない。

3 具体的な減免基準

本基準は、一般的な集会施設、学習施設、スポーツ施設等を基本にしたものであり、次に定める減免基準の具体的な例示を基に、減免の承認を行うものとするが、これらに該当しない場合であっても、「2 減免の判断基準」等を基に、総合的に判断し、決定するものとする。

なお、これまで施設の特異性から個別の基準で運用してきた温泉施設・宿泊施設・レジャー施設等の観光的施設、大規模な施設や特殊な施設(リージョンプラザ上越、上越文化会館、観光物産センター、水族博物館等)は、従前から各施設が定めている減免基準によるものとする。

(1) 全額免除する場合

市の政策に沿った事業を展開するための利用

市が住民福祉の向上のために育成した団体が、そのための活動をするとき。

例：防災士・食生活改善推進員・健康づくりリーダー・母子保健推進員等のグループや交通安全母の会などが市の施策に沿った活動に施設を利用するとき。

(利用団体の利益につながる活動ではなく、地域住民のための活動であるため)

利用目的が利用者以外の市民の福祉の向上に寄与し、市がその活動を支援する必要があると認める利用

地域振興や教育振興等のために活動する団体の連合体が、その活動に利用するとき。

例：町内会長連絡協議会、子ども会連合会、連合婦人会、連合青年団、PTA連絡協議会、文化協会、体育協会、老人クラブ連合会等が、その目的の活動に利用するとき。

(例示の団体は、公益的活動を行う各構成団体を取りまとめ、社会に貢献した活動を行っている。)

コミュニティの醸成、教育の振興、青少年の健全育成、地域の安全確保などで、地域の振興に寄与する利用のとき。

例：地域のコミュニティ組織、地域振興協議会、町内会、婦人会、こども会、老人会、青年会、青少年健全育成協議会、PTA、消防団、地域防犯組合等が、その目的を果たすために行う活動に施設を利用するとき。

ただし、老人会がゲートボール場を使用するときや青年会が野球場を使用する場合は、参加者(個人)への受益が大きいものとして減免の対象から外すものとする。

(例示団体は、地域の公民館や小中学校等を主に利用し、地域住民の福祉向上のための活動を行っている。)

市及び教育委員会が共催事業としたもののうち、全国又は全県規模に匹敵する事業などの理由により特に公益性が高いと認める利用

上越文化会館、リージョンプラザ上越、希望館等の施設で計画される大規模なイベント等を想定したもので、共催した事業課が事業の規模や公益性、支援の必要性等から総合的に判断を行う。

市内の幼稚園、保育園、小中学校が授業等の一環としての利用

公立、私立を問わず、教育的見地から一律的に行う。

国や他の地方公共団体が利用する場合で、市民の福祉の向上のための利用

国、県が主催する事業で、市が関わる必要があるとして、関係する所管課及び総合事務所が認めたとき。

市内のクラブ活動等のうち、青少年の健全育成に繋がる活動のための利用

スポーツ少年団、ボランティア団体、地域の有志者が指導するクラブ等で、青少年を対象に行う活動。(成人を対象にするものは除く。)

(2) 50%減免を適用する場合

非営利団体が、市民活動を活発にするために企画、実施する「講座、講習会、発表会、展示会、スポーツ・レクリエーション大会」などの利用

体育協会、NPO、その他任意団体が、受講料あるいは参加料を徴収して実施する各種講座等で、支援が必要と認められるとき。(自立できるものは対象外。)

(参加者から受講料を負担していただく中で、使用料全額を負担して運営されるべきものであるが、市民活動を広げていく上で支援が必要と判断するもの)

市及び教育委員会が主催した講座の修了者が、自主グループを立ち上げ、その活動を継続・発展させていくための利用

(ただし、主催講座の開催目的が継続される内容であること。広く市民に開放される活動であること。減免の期間は講座終了後から次年度末までであることが条件。)

学校教育法に規定されている市内の高等学校、特殊教育諸学校高等部、専修学校及び大学が学校の授業及び行事での利用

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されている市内の福祉団体や保護者団体の利用

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人による、体育施設の個人利用

(3) その他(減免しない場合)

先に述べた「2 減免の判断基準」に従い、減免の承認を行うものであることから、以下に掲げたケースでは減免の対象とはしないものとする。

13 区の市民や特定地域の市民に限定したもの

合併後は、市民がどの地域に居住していても平等に支援が受けられるようにするため、居住地を要件とした減免はしないものとする。

教育委員会が認定していた団体のうち、利用形態が個人の利益にとどまり、他の市民への影響(公益性)が見出せないもの

教育委員会が認定する社会教育団体は、市民活動の促進を助長する手段として多くの団体を認定してきており、そのすべてを減免の対象としてきた。今後は、認定団体には自立した活動を促すとともに、情報提供や相談事業などの支援のみとする。

ただし、その活動が他の市民への影響(公益性)があるものについては、「50%減免を適用する場合の に掲げたもの」に該当するかどうかで支援を決定するものとする。

土地改良区、農協、商工会、NPO等が集会等で利用する場合

自立した団体であり、自らの団体の活動に施設を利用するものであることから、減免はしない。